

取締役の任務懈怠責任における損害賠償額の範囲

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学法科大学院 公開日: 2024-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松井,英樹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000545

取締役の任務懈怠責任における 損害賠償額の範囲

Scope of damages for director's liability
for neglect of duty

松 井 英 樹

1. はじめに

株式会社の役員等は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 423 条 1 項）。取締役の善管注意義務違反・忠実義務違反として巨額の任務懈怠責任が認められた事例として、大和銀行株主代表訴訟事件⁽¹⁾、オリンパス株主代表訴訟事件⁽²⁾ 等があり、最近では、福島原発事故の発生に関わる元取締役の任務懈怠責任が追及された東京電力株主代表訴訟事件において、同社の取締役であった被告 4 名に対して、連帯して 13 兆 3210 億円の損害賠償を命ずる判決が出されており⁽³⁾、現在、控訴

(1) 大阪地判平成 12 年 9 月 20 日判時 1721 号 3 頁は、被告 11 名に対し総額 7 億 7500 万ドルの賠償を命じた。

(2) オリンパスの巨額損失隠し事件をめぐる、同社と株主が旧経営陣らに損害賠償の支払いを求めた訴訟で、最高裁第 1 小法廷は、令和 2 年 10 月 22 日、原告・被告側双方の上告を棄却したため、損失隠しを主導したとされる同社元会長ら 3 人に「計約 594 億円」の支払いを命じた東京高判令和元年 5 月 16 日金判 1585 号 12 頁が確定した。<https://www.yomiuri.co.jp/national/20201026-OYT1T50215/>

(3) 東京地判令和 4 年 7 月 13 日 LLI/DB L07732448。判例評釈として、伊藤雄司・法学教室 508 号（2023 年）130 頁。

審において弁論が継続している状況である。また、上場会社における「企業不祥事」においては、何らかの法令違反行為を伴う場合、なかでも金融商品取引法の違反行為として課徴金納付命令が出される事例⁽⁴⁾が散見され、その高額化⁽⁵⁾が目立つようになっている。課徴金納付命令が下されたことは公表されるため、これを契機に、株式会社が課徴金額と同額の損害を受けたとして、法令違反行為に関与した取締役らに対して株主代表訴訟が提起されることは容易に想像できる。また、独占禁止法上の私的独占もしくは不当な取引制限等に基づく課徴金納付命令⁽⁶⁾により巨額の課徴金納付命令が下される事案も見られる。現に、独占禁止法違反に基づく課徴金を納付した電力会社において、法令違反行為に関与した取締役に対する責任追及訴訟が提起されている⁽⁷⁾。

大企業である株式会社の企業活動においては、取締役の善管注意義務違反・

-
- (4) 最近では、金商法上の継続開示義務違反により、令和2年4月28日、日産自動車(株)に金22億2489万5000円の課徴金納付命令、令和3年4月26日、ジャパンディスプレイに金21億6333万4996円の同命令が出された例をはじめ、令和元年から令和4年にかけて、1億円以上の課徴金納付命令が出された事案が合計7件ある。金融庁 H.P.=<https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05.html> 参照。
- (5) 上場会社における金融商品取引法上の継続開示義務違反(=有価証券報告書等における虚偽記載等)に基づく課徴金の額は、有価証券報告書等の虚偽記載等については、発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額(四半期・半期・臨時報告書等の場合はその2分の1)と法定されている(金商法172条の4第1項~3項)。東京証券取引所における時価総額ランキングの第1位であるトヨタ自動車の2023年10月11日時点における時価総額は、約43兆2510億円であり、その10万分の6は25億9506万円であるため、わが国の上場会社における最高額は、この程度の額となる。
- (6) 課徴金額は、対象商品・役務の売上額等に一定率(10%等)を乗じて得た額に相当する額である(独占禁止法7条の2第1項, 7条の9第1項)。
- (7) 公正取引委員会は、令和5年3月30日、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対し、独禁法3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。課徴金額は、中部電力株式会社201億8338万円、中部電力ミライズ株式会社73億7252万円、中国電力株式会社707億1586万円、九州電力株式会社27億6223万円。なお、関西電力もカルテルに関わっていたが、違反を最初に公正取引委員会に自主申告したため、独禁法の課徴金減免(リーニエーション)制度に基づいて行政処分は免れている。各社は、行政処分の取消訴訟を提起しているが、中国電力では、すでに会社及び株主が元取締役に対する損害賠償責任を追及する訴訟を提起している(朝日新聞デジタル2023年11月5日 <https://www.asahi.com/articles/ASRC162LXRBJULFA00Q.html>)。

取締役の任務懈怠責任における損害賠償額の範囲

法令違反としての任務懈怠の結果、巨額の損害が会社に発生する場合があります、その損害額の全部を取締役に賠償責任として負担させるべきかどうかについては従来から議論がある。

取締役の責任軽減を難しくする理由として責任の連帯性（会社 430 条）があるが、その連帯の範囲は条文上からは必ずしも明らかではない。任務懈怠に係る行為者である取締役は、単独で会社に対して責任を負うことを原則として、その取締役の行為に共同、共謀し、または加功した取締役、および取締役の職務の執行についての監視・監督義務を怠った取締役は、その行為者と連帯して責任を負う。しかしながら、連帯責任の意味と範囲についてはそれほど議論されてきたわけではなく、一般に、会社の損害の全額について連帯して責任を負い、取締役間で責任原因の程度に応じた負担部分による求償関係があるとされるにとどまっている。

取締役の任務懈怠責任が問われている場面において、取締役の任務懈怠と因果関係のある会社損害について責任があることが証明されれば、会社に生じた全損害についての賠償責任を認めてよいか、また、違法行為等の任務懈怠について関与の度合いが低い取締役についても、連帯責任の規定によって、すべての損害についての責任を認めることが合理的といえるかについては従来から疑問が示されていた⁽⁸⁾。

そこで、本稿では、取締役の会社に対する任務懈怠責任について、その賠償責任額を限定するために用いられてきた、①過失相殺、②損益相殺、および③寄与度に基づく割合的責任論に基づく責任額の各法律構成について、従来の裁判例をもとにその射程について検討を加えることを目的とする⁽⁹⁾。

(8) 新谷勝「取締役の責任制限の解釈と改正商法」判タ 1116 号（2003 年）62 頁。

(9) 最二小判平成 12 年 7 月 7 日民集 54 卷 6 号 1767 頁の河合伸一裁判官の補足意見は、取締役に対し不当に苛酷な責任を負わせることとなる結果を回避するためには、対会社規定に違反した取締役の責任を全面的に否定する方法によってではなく、その責任を肯定した上、要賠償額の量定を妥当なものとする方法によってされる方が望ましいとして、損益相殺、過失相殺及びその趣旨の類推適用を挙げられる。

2. 取締役の責任制限の必要性

(1) 事業上のコストの会社負担分という発想

取締役の任務懈怠責任が追及される場合の類型として、取締役が、a. 会社業務に関連して法令違反行為をした場合、b. 業務執行に当たって善管注意義務に違反する行為をした場合、またはc. 他の取締役の職務執行に関する監視・監督義務に違反する行為をした場合に大別することができる。このうち、c. の場合については、適切な内部統制システムの構築・運用の下で普段から果たすべき監視・監督に関する職責を果たしている以上、他の者による違法・不当な行為やその疑いを生じさせる事情を知らない限りは、監視・監督義務違反としての任務懈怠責任が問われることはない（いわゆる信頼の原則）⁽¹⁰⁾。ただし、当該会社に相応しい内部統制システムが構築・運用されておらず、業務執行者の任務懈怠行為を事前に阻止することができなかつた場合には、監視・監督義務違反が問われることもあり得る。

他方、b. については、取締役には経営判断において広い裁量権が認められていることを背景に、行為当時の状況に照らして経営判断の決定過程と内容に著しく不合理な点がない限り、取締役の善管注意義務違反にはならないとする経営判断の原則が適用されるため、その責任が認められる場合は限定的なものとなる。ただし、経営判断の決定過程や内容が著しく不合理であると判断されれば、当該任務懈怠の結果として会社に生じた全損害についての責任を負うという結果でよいのかという問題は残る。

また、a. の法令違反行為が行われた場合においても、常に取締役のうちの誰かが任務懈怠責任を負うわけではない。法令違反行為を実行したり、または同行為に関与した取締役であっても、当該法令違反について故意または過失がなければ責任を負わない。代表取締役から権限の委譲を受けた従業員が法令違

(10) 江頭憲治郎「株式会社法第8版」（有斐閣・2021年）493頁、高橋美加他「会社法第3版」（弘文堂・2020年）195～196頁。

取締役の任務懈怠責任における損害賠償額の範囲

反行為をした場合でも、業務執行権限に基づく監視・監督についての任務懈怠が認められなければ同様である。さらに、個々の取締役や従業員の行為に還元できない会社自身による法令違反行為と観念できる場合には、誰も会社に対して損害賠償責任を負わないと言われる⁽¹¹⁾。他方、この場合には、単なる経営判断の誤りとしての善管注意義務違反が問題とされる場合と比較して、法令違反行為が即任務懈怠と認められることから業務執行者である取締役をはじめとして責任が認められやすい傾向がある⁽¹²⁾。

取締役の会社に対する任務懈怠が認められた場合、当該任務懈怠と相当因果関係にある会社の全損害について賠償責任を負うものと解されているが、複雑な企業組織の下で巨大な規模の企業活動を展開している株式会社においては、取締役の任務懈怠行為の結果として会社に生じる損害が異常に巨額なものになってしまう場合がある。そこで、公開株式会社におけるある一時期のある部分を担う一取締役・経営者の責任は、無限責任を負う個人商人が一般民商法上の責任を負担する状況とは異質な発想に基づくべきであり⁽¹³⁾、被害者である会社が採る株式会社という組織形態自体が「加害者」のコントロールの及ばないところで損害の額を異常に膨らませている可能性を有している⁽¹⁴⁾ことから、会社の事業上のコストとして、会社に生じた損害の一部については、会社ひいては株主が本来的に負担すべきであるとする考え方が示されている⁽¹⁵⁾。

(2) 取締役の会社に対する責任の目的論

このような考え方は、会社法 423 条 1 項に基づく責任をどのように位置づけ

(11) 笠原武朗「会社への制裁と取締役の会社に対する損害賠償責任」山田泰弘・伊東研祐編『会社法罰則の検証』(日本評論社・2015年)296頁。

(12) 森本滋「会社法の下における取締役の責任」金融法務事情 1841号(2008年)21頁は、意図的に違法行為を行った取締役について、相当因果関係論や、損益相殺・過失相殺さらには寄与度等の解釈上の知恵を絞って、損害賠償額を合理的な範囲内に抑える努力をする必要はあろうとされ、責任制限規制を再構築する必要性を指摘する。

(13) 上村達男「取締役が対会社責任を負う場合における損害賠償の範囲」商事法務 1600号(2001年)6頁。

(14) 上村達男『会社法改革 公開株式会社法の構想』(岩波書店・2002年)232頁。

(15) 笠原・前掲(11)305頁。

るかという点とも関連づけられる。同条をはじめとする取締役の会社に対する責任の主な目的を、会社の損害の回復自体（損害填補機能）とみるべきか、それとも取締役による任務懈怠を防止する手段的役割（違法行為抑止機能）とみるかという問題につき、前者を強調していた従来の傾向を問題視し、取締役の人材確保の要請を背景にして、後者を重視した解釈等を再検討すべきことが指摘されている⁽¹⁶⁾。

仮に、取締役の任務懈怠責任における損害填補機能を重視するならば、株主代表訴訟の原告適格の要件として、取締役の任務懈怠行為時に株主であった者に限定すべきこととなる。また、株主代表訴訟における賠償責任額は、実質的に見れば、会社に生じた損害を通じて株主が被った損害ということになるが、多数派である支配株主と経営陣が一体である場合には、少数派株主の損害が問題となるにすぎないケースもある。他方、上場会社において株主が被っている株価の下落による損害と会社の損害額は一致せず、株主自身の損害と無関係に会社の損害を決定するものであり、社会認識との間のずれは大きい。このような場面で、会社が被った損害の全額を取締役に個人的に負わせる負担は、あまりにも苛酷であるとも考えられる点を重視すれば、現行法上の制度としては、違法行為是正機能を中心に据えるべきと主張される⁽¹⁷⁾。

さらに、会社経営の特殊性と企業継続、株主による危険負担、そして賠償責任を軽減し、速やかに賠償義務を履行させるのが得策の場合もあり、終局的にその軽減が会社及び株主の利益に合致するとの指摘もある⁽¹⁸⁾。

(3) 責任額の調整の視点

取締役の会社に対する責任の制度運用については、前述のように、①監視・監督義務違反が問われている場合における信頼の原則、②善管注意義務違反の

(16) 江頭・前掲(10)490頁。同491頁注1は、改正前商法下で取締役の無過失責任を定めていた諸規定が、会社法の下で削減・廃止されたのは、無過失責任を課しても取締役の任務懈怠の抑止につながらないとの批判が背景にあったとされる。

(17) 遠藤直哉「取締役の賠償責任の分割責任化〔上〕」商事法務1412号(1996年)24-25頁。

(18) 新谷・前掲(8)61頁。

取締役の任務懈怠責任における損害賠償額の範囲

場合における経営判断原則の適用、および③法令違反行為の責任が問われている場合の無過失の立証等によって、当該取締役の責任が否定される場合があるが、これらの場合には、当該取締役の責任が全面的に否定される結果となる。これに対して、取締役の行為態様から見て、任務懈怠があったと認められる行為（少なくとも過失ありと評価できる）はあるものの、それをもって会社に生じた損害のすべてを負担させるのは妥当ではないと考慮される場合における責任のあり方について、「責任額は0か100か」といったオール・オア・ナッシングの解決よりも、むしろ有責な取締役と会社との間における公平なリスク配分を図る意味で、会社損害の一部につき取締役に責任を認める解決手段を認める実益はあろう。

以上の検討から、会社に対する任務懈怠が認定された取締役が、当該任務懈怠と条件関係にある会社の全損害について賠償責任を負うのではなく、当該事案の状況に応じて賠償責任額を認定する方向での運用を図ることが有用な場合が多いものと思われる。そこで以下では、妥当な賠償責任額を認定するための法律構成について検討する。

3. 会社に対する金銭的制裁の損害認定について

取締役の株式会社に対する任務懈怠責任が株主代表訴訟によって追及される場合として、取締役が会社業務に関連して行った法令違反行為に対して、会社財産を対象とする刑事法上または行政法上の金銭的制裁が課（科）されたケースが考えられる。これは、刑事手続または行政処分手続の中で、具体的な法令違反行為の事実が明らかにされることが多く、また金銭的制裁としての罰金、過料もしくは課徴金額をもって会社に生じた損害であることを主張しやすいことから、責任を追及しようとする株主の側の主張・立証が比較的容易であるためである。

これに対して、とくに法令違反行為により、両罰規定に基づき、株式会社に法人としての刑事責任（罰金刑）が科された場合に、当該罰金額につき、会社に対して取締役は任務懈怠に基づく損害賠償責任を負うかにつき、刑法学者か

ら異論が示されている。すなわち、法人の犯罪能力につき、わが国の社会において、社会的実体としての法人企業体が、その構成員と独立の存在として社会倫理的な非難の対象となっていることは明らかであるとして法人の刑事責任を認めたいという考えで、その基礎にある法人に対する社会倫理的な非難は、特定の個人の行為を超えた法人の意思決定に対するものであり、特定の個人の意思決定に対するものではないため、法人に対する刑罰の自然人への転嫁を認めるべきではないとされる⁽¹⁹⁾。

しかしながら、わが国の上場会社に一般的に見られるように、株式保有が過度に分散化しており、会社所有と支配が分離している実質的な状況のもとでは、株主に会社経営に対する監督を積極的に行うインセンティブは弱く、会社法上、内部統制システムの構築を義務づける（会社法362条4項6号、同2項、5項）等により、強行法的に違法行為の防止のための組織体制作りを行う必要があり、株主が反社会的な行為によって利益を得ることは許されず、違法な反社会的な企業活動は必然的に株主の利益に反するものと位置づけられる⁽²⁰⁾。このような状況下で、取締役等の業務執行者の違法行為を防止することができなかつた落ち度は、会社法人自体にあるとして、株式会社ひいてはその株主に罰金刑という形で経済的な制裁を科することは、日常的な会社運営に関する詳細な情報に接近することが困難な株主に過度な負担を強いる⁽²¹⁾ こととなり、妥当ではないものと思われる⁽²²⁾。

(19) 佐伯仁志「法人処罰に関する一考察」芝原邦爾他編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集中巻』（有斐閣・1998年）664, 668頁。

(20) 川村正幸「判批」判例タイムズ948号（1997年）49頁は、企業は健全な市民としてのみ存在しうる社会的存在であり、当然に法令に従った合法的な企業活動によるのみ利潤を追求すべきという法令遵守義務を負い、これは当然に取締役の義務としても当てはまるとされる。

(21) 江頭・前掲(10)469頁注(2)では、上場会社等の株主による責任追及等の訴えは、原告株主に訴訟資料収集手段が乏しいことを指摘される。

(22) 公開会社においては、株式譲渡が自由に行われるため、取締役によって法令違反行為が行われた時点の株主と、会社に刑罰が科された時点の株主が同一人であるとは限らないことから、代表訴訟を提起しようとする株主に、違法行為を行った取締役を選任した責めを負わせようというのは筋違いともいえる。

また、取締役の法令違反行為によって会社に罰金・課徴金が科された場合⁽²³⁾、会社が支払った罰金額・課徴金額分について会社に損害が生じているといえるかについて、会社法 429 条に基づく会社債権者をはじめとする第三者による損害賠償請求においては、これを認めないことはできないというべきであり⁽²⁴⁾、この場合との整合性に配慮する必要も生じる。

さらに、法形式的にみても、法人に刑事罰が科されることにより、刑事政策上の目的はすでに達成されており⁽²⁵⁾、法人に科された罰金を支払うことにより法人に発生した財産上の損害を団体内部において誰がどのように負担すべきであるかという民事法上の問題が残るのみである。刑事法上の責任と、民事法上の損害賠償責任はそもそも別次元の問題として位置づけることができ、「罰金が転嫁される」もしくは「二重処罰」の問題が生じるといった議論は、結局のところ団体としての法人の刑事責任能力を否定し、その背後にいる個人しか責任主体はないことを前提としており、矛盾を感じざるを得ない。

現実問題としても、法人重罰が科された場合に、その罰金額につき、株式会社（監査役設置会社の場合には、監査役が株式会社を代表する＝会社法 386 条

(23) 独占禁止法上の課徴金制度は、名宛人の反社会性や反道徳性に着目する刑罰とは異なり、第 1 に、違反があれば原則として必ず課され、第 2 に、違反行為の抑止を目的とし、第 3 に、違反行為によって得た不当利得を剥奪するための制度であり、制裁ではないので二重処罰禁止（憲法 39 条後段）に抵触しないと説明されてきた。その後、最判平成 17 年 9 月 13 日民集 59 卷 7 号 1964 頁、および平成 17 年の独占禁止法改正によって制裁の性格が認められるとともに不当利得剥奪論が否定されるに至っている。白石忠志『独占禁止法第 3 版』（有斐閣・2018 年）653 頁～657 頁参照。

(24) 弥永真生『会社法の実践トピックス 24』（日本評論社・2009 年）191 頁は、会社法 429 条を通じて、取締役等ほどちらにしても損害賠償責任を負うことから、端的に会社に損害があると認めて賠償請求を認めるべきとされる。

(25) 松井秀征「会社に対する金銭的制裁と取締役の会社法上の責任」黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論（上巻）』575 頁は、法人に処罰がなされれば、その後当該罰金が構成員に転嫁されるかどうかにかかわらず法人の社会的名誉は低下するのであり、そこで刑罰は目的を成就するとされる。これに対して、佐伯仁志「法の実現手法」『岩波講座現代法の動態 2』（岩波書店・2014 年）18 頁は、罰金額は、金銭的不利益の負担と社会的評価の低下が不可分一体のものとして結びついているものであり、両者を切り離すことはできないように思われる。そうでなければ、法人に対する罰金刑は、責任の重さを示す名目的額を言い渡せば足り、実際に執行する必要はないことになってしまうであろうと批判される。

1項)が法令違反行為をした取締役に対して積極的に損害賠償請求を行うことが期待できないことからすれば、必ず罰金額につき損害賠償請求が行われるとは限らず、また自然人である取締役の資力に限りがあれば、罰金額の全額が賠償されるとも限らない⁽²⁶⁾。

他方、企業規模の拡大は、株主有限責任に拠るところが大きいから、企業体質に問題があることによる責任の一端を、株式会社制度の利用に伴う有限責任利益を最大に享受している株主に課すことは、報償責任という観点からも決して不当とはいえない。しかしながら、法令違反の業務執行が行われるリスクの一定程度を会社ひいては株主に負担させるとしても、会社に課された経済的制裁を取締役の責任との関係において会社の損害として認定することを全面的に否定する立場を採るべきではないであろう⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾。

(26) 弥永・前掲(24)190頁は、二重処罰が生ずることを論拠とすると、取締役等に対しては刑事罰が科されないケースでは、二重処罰は生じないのであるから、取締役等に転嫁することを妨げる理由はその限りにおいては無いことになるが、その場合、監視・監督義務違反については取締役等に転嫁することができ、取締役等が自ら行ったため刑事罰を科されると取締役等には転嫁されないというアンバランスが生ずるとされる。また、会社が取締役等から損害賠償を受けると、会社の懐が痛まないの、法人に対して罰金を科した目的が達成できないという考え方に説得力があるとしても、自然人である取締役等に十分な資力がなければ、会社は財産を回復できないのであるから、法人に対して罰金を科するという両罰規定の趣旨は没却されないと指摘される。

(27) 裁判例においては、会社に課された金銭的制裁の額を会社の損害として認定する方向性は、ほぼ固まっているものと見ることができる。東京地判平成8年6月20日判時1572号27頁(日本航空電子工業事件)、大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁(大和銀行事件)、仙台地判平成27年1月14日LEX/DB25506084(京王ズホールディングス事件)、東京地判平成28年3月28日判時2327号86頁(クラウドゲート事件)、東京地判平成29年4月27日LLI/DB L07230098(オリンパス事件)、名古屋地裁岡崎支部判平成29年10月27日LEX/DB 25548302(フタバ産業事件)、東京高判平成29年6月15日LLI/DB L07220317(オリンパス事件控訴審判決)、東京地判令和4年3月28日判時2550号73頁(世紀東急工業事件)等。

(28) 上記の議論につき、高橋陽一「法人に対する罰金・課徴金と役員等の損害賠償責任」JSDA キャピタルマーケットフォーラム(第3期)論文集(2021年)10頁以下参照。

4. 損益相殺に基づく賠償責任額の認定

(1) 損益相殺を認めた裁判例

会社法 423 条の制度が、取締役の違法行為の抑止機能と共に、会社損害の填補機能を有していることから見れば、損害賠償額の算定に当たっては、取締役の任務懈怠行為に基づいて会社に生じた損害の額から、その行為と直接の因果関係に立つ利益を差し引くことができる。その際には、現実が発生した利益（現実に関係会社に生じた利益額または防止し得た損害額）および将来発生することが確実な利益を損益相殺の対象とすることが可能である。取締役の任務懈怠行為が、善管注意義務違反または監視・監督義務違反に過ぎない場合には、当該任務懈怠行為によって会社に生じた損害の額は、個別具体的な事情を踏まえて認定されるため、損益相殺の主張によらなくても、損害額認定の作業において会社が受けた経済的利益について考慮することができる。これに対して、取締役の故意または過失による法令違反行為によって会社に課徴金等の経済的制裁が課された場合には、当該課徴金額分の損害が会社に生じていると認定されやすいことから、経営判断上の過失に対する取締役の救済を考慮して、当該違法行為が生み出した利益による損益相殺を積極的に認める必要性はある⁽²⁹⁾。

損益相殺の可否に関する判断基準として、「損益相殺の対象となるべき利益は、①当該違法行為と相当因果関係のある利益であるとともに、…②当該違法行為による会社の損害を直接に填補する目的ないし機能を有する利益であることを要する…」とする規範が示されており⁽³⁰⁾、不法行為における損益相殺の一般的な要件としては、「損害と利益取得の原因の同一性」および「損害と利益の間の同質性」が挙げられている⁽³¹⁾。実際の裁判例においては、この規範

(29) 川村正幸「判批」金判 972 号 47 頁。

(30) 東京高判平成元年 7 月 3 日金判 826 号 3 頁（三井鉱山事件控訴審判決）。

(31) 最大判平成 5 年 3 月 24 日民集 47 卷 4 号 3039 頁。橋本佳幸他『民法 V 第 2 版』（有斐閣・2022 年）238 頁等。

を基礎に損益相殺の可否が判断されているものと見られる。

取締役の会社に対する任務懈怠責任に関して、損益相殺を肯定した裁判例として、東京地判平成5年9月16日判時1469号25頁（野村証券事件判決）がある。同判決は、損失補填をした証券会社の取締役の責任が問われた事件である。東京地裁は、本件損失補填が独占禁止法19条（公正な取引方法9項）に違反することを認定したうえで、「同条に違反する行為については、…刑事罰の対象とはされていないことから明らかなとおり、その違法性は、行為自体を無価値なものとしなければならないほど強いものではない。したがって、不当な利益による顧客誘引に該当する行為によって会社が被った損害を認定するに当たっては、競争者の顧客を自己と取引するよう誘引するに際して一定の支出をしたことが会社に対してどのような損害を与えたかという観点から、支出額のみならず、その行為によって会社に生じた利益をも総合考慮してこれを行うのが相当である…」として、損失補填後に、補填先との取引関係が継続され、会社が既に相当額の利益を得ており、かつ、今後も得られる見込みであることが認められることから、会社に損害が生じたとは認められないと結論づけている。

また、東京地判平成2年9月28日判時1386号141頁は、従業員の雇用を継続したことによる労働意欲維持の効果の可能性を考慮して損益相殺の要素をも加味し、過失相殺の法理の類推も含めて損害額の4割の減額を認めている。福岡地判平成8年1月30日判タ944号247頁では、被告取締役の違法行為の発覚により、その功労が無視され、会社は、右違法行為がなければ支給された可能性のある1億円近い退職慰労金の支出を免れていることから、損益相殺的な要素も加味して損害額を認定している。これらの事案は、会社が被った損害と、会社に生じた利益との間に、相当因果関係・同質性が欠けているケースであり、社会的悪性が強くない法令違反または任務懈怠の場合であったことを前提に、裁判所が、賠償責任額の高額化を抑止するために、損益相殺的な解決を図ったものと評価することができる⁽³²⁾。

(32) 山下友信「判批」ジュリスト1145号（1998年）109頁、齊藤真紀「判批」商事法務1571号（2000年）37頁。

(2) 損益相殺を否定した裁判例

これに対して、損益相殺を否定した裁判例として、東京高判平成元年7月3日金判826号3頁（三井鉱山事件控訴審判決）は、合併を円滑に実施するために違法な自己株式取得により会社資産の減少額分の損害が生じたとされる事件である。東京高裁は、自己株式の取得及びその転売後に会社に生じた利益は、自己株式の取得及びその転売が一つの契機になっているとしても、それ以外に合併をめぐるグループ関係各社の株式安定化率の向上に関する支援、協力、経営陣及び従業員等の全体による事業の推進、発展のための努力、活動等…無数の原因が加わることによってはじめて達成され、取得され得たものというべきである。したがって、これらの利益ないし成果を本件違法行為自体と相当因果関係のある利益と評価するのは相当でなく、当事者間の衝平の観念に照らしても、これらの利益が本件違法行為による会社の損害を直接に填補する目的ないし機能を有する利益であると解することは困難であるとして、損益相殺を否定している⁽³³⁾。

また、東京地判平成6年12月22日判時1518号3頁（ハザマ事件判決）は、本件贈賄行為によって工事の受注に成功し贈賄行為によって支出した額以上の利得を会社にもたらしていることは明らかであり、損益相殺すれば会社に損害は生じていないとする被告側の主張に対して、「右利益は、工事を施工したことによる利益であって、例えば賄賂が返還された場合のように、贈賄による損害を直接に填補する目的、機能を有するものではないから、損害の原因行為との間に法律上相当な因果関係があるとはいえず、損益相殺の対象とすることはできない…」として、損益相殺を否定している。

東京地判平成28年3月28日判時2327号86頁（クラウドゲート事件判決）でも、不適切な会計処理に基づき募集株式を発行し、合計6億2831万円の経

(33) 最判平成5年9月9日民集47巻7号4814頁は、原審判決（東京高判平成元年7月3日）の結論を正当として是認している。

済的利益を得たため、少なくとも課徴金 4996 万円については損益相殺されるべきである旨の被告の主張に対して、裁判所は、「課徴金の制度は、虚偽記載のある発行開示書類の提出を抑止し、規制の実効性を確保する趣旨で設けられたものであるから、その虚偽記載に関与した取締役の責任追及訴訟において課徴金相当額が損害として認められたのに、当該発行開示書類に基づいて会社を取得した株式の払込金相当額をその損害額から控除したのでは、結局、違反行為の抑止の趣旨が没却されることになりかねない。したがって、上記の損益相殺を行うことは相当とはいえない」としている。

(3) 裁判例の分析

上記で概観した裁判例においては、損益相殺の要件として、①当該違法行為と相当因果関係があり、②当該違法行為による会社の損害を直接に填補する目的ないし機能を有する利益であることを前提に、相当因果関係もしくは直接の損害填補目的を否定する説示が多い。これに対して、ハザマ事件判決において相当因果関係が否定されたことについては、贈賄は通常、工事の受注等によって支出額を超える利益を得ることで補填されることを期待して行われることからすれば説得力を欠くものと指摘されている⁽³⁴⁾。むしろ、相当因果関係があるとして損益相殺を認めると、会社の利益という大義名分のもとで、贈賄行為という犯罪行為を容認することになり、正義衡平の観念に反するものと言われ⁽³⁵⁾、反社会的性格の強い法令違反行為からの利益である点を理由に損益相殺を否定すべきとする見解が多く見られる⁽³⁶⁾。

また、回収不能な融資を継続したことで銀行の取締役の任務懈怠責任が問われた東京地判平成 14 年 10 月 31 日判例時報 1810 号 110 頁（国民銀行事件判決）

(34) 笠原・前掲(11)302頁。

(35) 中村一彦「判批」判タ 879 号（1992 年）79 頁。相当因果関係の範囲を広げれば、贈賄行為によって会社の信用が失墜し、公共事業の指名停止を受けた損害（間接的、長期的）も考慮すべきとされる。

(36) 川村正幸「判批」金判 972 号（1995 年）47 頁、近藤光男「判批」商事 1512 号（1998 年）27 頁。

では、融資継続が特別背任罪にあたと指摘されるような、回収可能性のない赤字補てん融資を漫然と継続した被告らには、取締役の忠実義務にもとる重大な注意義務違反があるため、損益相殺の主張を許すことは、かえって取締役の違反行為を助長する結果となり損害の衡平な分担という損益相殺の制度の趣旨に反して相当ではないと判示している。

他方、このような損益相殺の適用を否定する説示に対しては、たとえ反社会的性格が強い法令違反行為によるものであっても、損益相殺を否定すれば会社が二重に利得する結果になることに違和感が示されている⁽³⁷⁾。例えば、独禁法違反の不当な取引制限（カルテル）が行われ、会社が課徴金納付命令を受けた場合、その課徴金額は、違法行為によって会社が得た利益額を前提にして設定されているため、同金額分を会社が受けた損害として取締役に賠償責任を履行させれば、結局のところ、会社に違法行為に基づく不当な利益が残ってしまうが、それでよいのかという疑問である。

(4) 民法 708 条の趣旨に基づく損益相殺の否定

この点に関して、不法行為における損益相殺の主張を否定した最高裁判決の立場が参考になる。最高裁⁽³⁸⁾は、反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも、民法 708 条の趣旨に反するものとして許されないものとしている。

(37) 笠原・前掲(11)303頁。

(38) 最三小判平成 20 年 6 月 10 日民集 62 卷 6 号 1488 頁。いわゆるヤミ金融業者が元利金等の名目で違法に金員を取得する手段として著しく高利の貸付けの形をとって借主に金員を交付し、借主が貸付金に相当する利益を得た場合に、借主からの不法行為に基づく損害賠償請求において同利益を損益相殺等の対象となるかが争われた事件である。同様の判示として、最三小判平成 20 年 6 月 24 日民集 228 号 385 頁参照。

これは、「損害と利益取得の原因の同一性」および「損害と利益の間の同質性」という従来の損益相殺における判断基準で妥当な結論が得られない場合において、反倫理的行為に関連する給付につき、不法原因給付に係る民法708条の趣旨に照らして、損益相殺を否定したものであり⁽³⁹⁾、取締役が法令違反行為をした場合にも同様の結論を採ることは可能となろう。ただし、加害者と被害者との間の利益調整を図る不法行為法の議論が、取締役の違法な業務執行により得た利益分につき課徴金納付による損害を受けた会社と当該取締役との間の利益調整という会社法423条責任が問題となるケースにそのまま妥当するかをさらに検証する余地がある。また、会社に経済的制裁が科されるような法令違反行為がなされた場合のすべてについて、反倫理的行為としての不法行為であると断定することは疑問であるとする立場から、法令違反行為の悪性に依じて損益相殺の可否を判断すると解する余地はあり得る⁽⁴⁰⁾。

他方、違法行為の抑止という観点から課徴金制度が設けられている点からすれば、安易に損益相殺を認めることには問題があり⁽⁴¹⁾、また、損益相殺を肯定すれば、会社には実質的に何らの損害は生じていないという主張を許すこととなり、結論的に取締役の損害賠償責任を全面的に否定することになりかねないことから、違法行為をした取締役の態様に依じて、損益相殺または損益相殺的な調整による賠償責任額の認定は抑制的に運用されるべきである。

(39) 窪田充見編『新注釈民法(15)債権(8)』(有斐閣・2017年)462頁[前田陽一]、久須本かおり「不法原因給付と損益相殺」名古屋大学法政論集227号(2008年)671頁。

(40) 北村雅史「判批」商事法務1803号(2007年)12頁は、損益相殺の可否は、違反行為に刑事罰が科されている行為かどうかという基準で一律に線引きするのではなく、行為の悪性の程度、具体的には罰則の軽重や現実に社会に与えた人的物的損害の大小等も考慮して、個別的に判断すべきとされる。

(41) 島袋鉄男「判批」私法判例リマークス9号(1994年)115頁は、行為の違法性の強弱によって損益相殺の範囲を画し、その結果によって取締役の責任の有無を判断することは、会社の利益のためならば、多少の(あるいは程度の弱い)違法行為を行ってもよいということを認めることになるという点で疑問があり、違法行為による支出は原則として会社の損害と解すべきとされる。

5. 過失相殺に基づく賠償責任額の限定

(1) 過失相殺肯定論

取締役任に任務懈怠責任が認められる場合でも、使用人または他の取締役の職務懈怠・任務懈怠があった場合に、過失相殺規定（民 418 条）またはその趣旨の類推により、取締役の会社に対する損害賠償額を減額することができるかが問題となる。過失相殺を肯定する意見として、法人の内部の機関に請求するとき、法人の母体自体の体質、つまり債権者側の事情を考慮すべきであるとする考え方が⁽⁴²⁾。

東京地判平成 2 年 9 月 28 日判時 1386 号 141 頁は、被告代表取締役を補佐すべき職員の職務懈怠もその損害発生の一因となっており、他の取締役の責任も否定できず、これは、会社の組織上の欠陥ともいうことができ、会社がそれらの責任を不問に付したまま、被告代表取締役の責任のみを追及することを認めるのは適当ではないとして、過失相殺の法理の類推等により、損害額の 4 割の減額を認めている。

同様に、福岡地判平成 8 年 1 月 30 日判タ 944 号 247 頁は、会社資金を用いた株式投資等による危険な運用に係る任務懈怠責任が問われたケースで、積極的に取引内容の明細の報告を要求しなかった等、他の取締役の責任も否定できない等として、会社が「他の取締役の責任を不問に付したまま、（代表取締役）の責任のみを追及することを認めることは、損害の公平な分担という過失相殺の法理の趣旨からして適当ではない」として、退職慰労金の支出を免れた分につき、損益相殺的な要素も加味して、4 割の減額が認めている。

(2) 過失相殺否定論

これに対して、従業員の過失が認められる場合でも、代表取締役はその従業

(42) 河本一郎他「〔座談会〕取締役の責任」民商法雑誌 109 巻 6 号（1994 年）979 頁〔河合伸一〕。

員を監督する立場にあったことから、過失相殺の適用が疑問視されており⁽⁴³⁾、他の取締役の過失についても、取締役の連帯責任性から、他の取締役の過失を理由とする過失相殺は認められないと批判されている⁽⁴⁴⁾。また、会社に全額を賠償した取締役は、その負担部分を超えて支払った額について他の取締役に求償できる（民法442条）のであるから、取締役間の利益調整はこれによって行うべきであり、他の取締役の負担部分を考慮に入れて取締役の責任を減額することは、取締役の責任免除に総株主の同意を必要とする会社法424条にも抵触する⁽⁴⁵⁾等として、過失相殺の適用等に否定的な見解が多く見られる⁽⁴⁶⁾。東京高判平成20年4月23日金判1292号14頁（蛇の目ミシン株主代表訴訟差戻し審判決）は、主要株主以外の株主が上記のような300億円の抛出や債務の肩代わりという違法行為を承認していたわけでもなく、かかる違法行為を承認することが社会的に許されるわけでもなく、…会社に落ち度があるとして過失相殺ないしはその類推適用により上記被控訴人らの損害賠償額を減額することはできないとする。

(3) 役員間の公平性・信義則を根拠とした過失相殺

過失相殺が認められた事案については、いずれも株主代表訴訟としての責任追及ではなく、取締役・監査役が会社を代表して損害賠償請求をしているケースであり、他の取締役の責任を不問に付したまま、一人の取締役に対する責任を追及することの不公正といった事情が、過失相殺による賠償額の減額という結論の背景にあると見ることができる⁽⁴⁷⁾。このように、同程度の任務懈怠が認められる複数の取締役のうち特定の者だけを狙い撃ちにして会社側が責任を追及するような場合には、過失相殺は、公平性もしくは信義則違反の視点から

(43) 近藤光男「判批」私法判例リマークス5号（1992年）118頁。

(44) 田村詩子「判批」商事法務1383号（1995年）40頁、近藤・前掲(43)118頁、鳥袋鉄男「判批」私法判例リマークス17号（1998年）111頁。

(45) 小林秀之・近藤光男編『新しい株主代表訴訟』（弘文堂・2003年）101頁〔北村雅史〕。

(46) 齊藤・前掲(32)34頁、山下友信「判批」ジュリスト1145号（1998年）107頁等。

(47) 鳥袋・前掲(41)111頁参照。

責任を軽減する構成として検討に値するものと評価されている⁽⁴⁸⁾。

特定の取締役の任務懈怠責任を追及するための訴訟が、株主代表訴訟によってではなく、本来は、当該取締役と連帯して責任を負うべき立場にある他の取締役もしくは監査役が会社を代表する形で提起されている場合、役員間の公平性もしくは信義則違反の観点から責任を軽減する結論を採るのが最も妥当な場合があり得る。このような場合に、信義則違反といった法律構成を用いると、責任追及自体を否定せざるを得ないことから、当事者間における実質的に妥当な結論を導くために、過失相殺の法理の類推適用といった法律構成を便宜的に用いているものと理解することができる。

(4) 実質的支配者による不当な請求と過失相殺

これと同様に、会社の実質的な支配者が、取締役をいわば手足として自らの事業を展開し、取締役の職務の執行も実質的に指揮監督することができる立場にあった等の事情のある場合に、「取締役に善管注意義務違反が認められる場合であっても、それによる損害につき会社にも応分の負担をさせることを相当とする事由が存在するときは、民法418条が規定する過失相殺の法理の類推により、損害賠償額の算定に当たって右事由を斟酌するのが相当である。」とし、賠償額の2割の減額を認めた事例がある⁽⁴⁹⁾。この事例では、会社とその実質的な支配者の財産が明確に区別されておらず、両者の経済的一体性において会社の法人格を否認したうえで、会社の実質的な支配に関する事情により、会社に応分の損失負担をさせることを正当化したものと評価されている⁽⁵⁰⁾。また、この場合に、求償関係を踏まえて紛争を一括して処理するために、過失相殺の法理の類推といった法律構成が用いられているものとみることでもできるであろう。

(48) 田村・前掲(44)41頁、山下・前掲(32)109頁、受川環大「判批」金判1277号(2007年)18頁。

(49) 横浜地判平成10年7月31日判タ1014号253頁。

(50) 吉川吉樹「判批」ジュリスト1210号(2001年)213頁。

これに対して、株主と他の取締役を同一視することができる特段の事情がない場合には、所有と経営の分離を前提とする株式会社の内部関係において、違法行為を実行した取締役と他の取締役の相対的な帰責性によって過失相殺を認め、賠償責任額の減額により会社ひいては株主の経済的な負担を強いる理由とすることにはなお問題が残るものと解されている⁽⁵¹⁾。

また、他の取締役の過失に基づく賠償額の減額を認めると、役員等の任務懈怠責任の連帯性をもとに、適切な内部統制システムを構築し、業務執行の監視体制を整備するインセンティブを失わせるという政策的な観点も無視することはできない⁽⁵²⁾。

(5) 会社の組織上の欠陥を理由とする過失相殺の是非

むしろ、過失相殺による賠償責任額の限定を認める趣旨としては、前掲東京地判平成2年9月28日のように、「会社の組織上の欠陥」という要因を理由づけとして掲げることが妥当であると考えられる⁽⁵³⁾。株主からの業績向上に向けた圧力が強く、リスク管理体制・内部統制システムの構築・運用に向けた予算・人材を割くことが難しい状況のもとで、業務執行者の過失によって違法な業務執行行為を防止することができなかった場合には、報償責任的な考え方をもとにしたリスクの公平な負担という観点から、会社に生じた損害のうち一定の割合分について株主に負担させるのが合理的なものと考えられる⁽⁵⁴⁾。その際、

(51) 齊藤・前掲(32)35頁。

(52) 齊藤・前掲(32)36頁参照。

(53) 北村雅史「判批」商事法務1803号(2007年)12頁は、長年にわたる会社としての組織系統あるいは管理体制上の問題点に起因して、違法な添加物が混入された食品が販売された場合、食品に未認可添加物等が含まれていても、在庫を亡くしてから対処するという慣例ができていたというような事情があれば、それは組織としての過失であり、過失相殺は認められてよいとされる。

(54) 前掲(9)河合補足意見は、取締役の任務懈怠行為が、会社の歴代の経営者がしてきたことを継承するものであるとか、会社の組織や管理体制に牢固たる欠陥があるなど、いわば会社の体質にも起因するところがある場合には、損害賠償制度の根本理念である公平の原則、あるいは債権法を支配する信義則に照らし、民法722条を類推適用することが許されてよいとされる。

取締役の任務懈怠責任における損害賠償額の範囲

被用者の不法行為（民709条）につき、使用者責任（民715条1項）としての賠償義務を履行した使用者の被用者に対する求償権の行使（民715条3項）の範囲に関する議論が参考になり得る。判例⁽⁵⁵⁾は、「使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる…」としている⁽⁵⁶⁾。

使用者から被用者に対する求償の範囲を制限する不法行為法の議論においては、被用者を使用することで利益を上げている使用者が、損失分散の措置を講じることなく、それにより増大した危険を被用者に転嫁して利益のみを得ることは許されないとされる⁽⁵⁷⁾。また、被用者の不法行為において悪意・重過失があっても、例えばひどいノルマが課されているとか、会社の側に信義則違反的な事情があると、おそらく求償はできないことが指摘されている⁽⁵⁸⁾。

このように、「損失の分散についての使用者の配慮の程度」を考慮要素とする不法行為法の考え方を取締役の任務懈怠責任についてあてはめる場合には、被用者との地位の相違点に留意する必要がある。株式保有の分散化により経営者支配が確立している場合において、会社経営を実質的に支配することができるような業務執行者である取締役等を、この場合の被用者の地位と同様に取り扱うのは妥当ではないであろう。そこで、違法な任務懈怠行為を実行した取締役において、当該行為により収益を確保することが社内において当然視されており、リスク管理体制・内部統制システムにおいて、当該行為の違法性についての情報・意見がまったく寄せられることはなく、また十分な内部統制システ

(55) 最一小判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁。

(56) 最判令和2年2月28日民集74巻2号106頁は、このような考え方を基礎に、被用者から使用者への逆求償を認めている。

(57) 中原太郎「判批」別冊ジュリスト民法判例百選Ⅱ債権〔第9版〕（2023年）173頁。

(58) 江頭憲治郎他「改正会社法セミナー〔第14回〕」ジュリスト1277号（2004年）105頁〔江頭憲治郎発言〕。

ムの構築・運用について、当該取締役が関与する権限が限られているような場合には、会社側の過失を認め、過失相殺の法理の類推適用⁽⁵⁹⁾によって取締役の賠償責任額を調整する余地を認めるべきである⁽⁶⁰⁾。

6. 寄与度に基づく割合的責任の認定

(1) 裁判例

複数の原因関係が競合してある結果を生じたと考えられる場合に、ある原因が結果の発生にどの程度寄与したかを検討し、寄与度に応じた損害賠償責任を加害者に負担させようという考え方が不法行為における損害賠償責任の追及において論じられており、特に交通事故・医療過誤・公害等について裁判例が数多く蓄積されている⁽⁶¹⁾。取締役の会社に対する任務懈怠責任についても、こ

(59) 会社の組織上の欠陥という点については、不法行為法における「被害者側の素因」に基づく賠償額の減額という法律構成として扱う余地も考えられる。ただし、このような会社の組織上の欠陥が生じている要因の中には、取締役が適切な内部統制体制を構築・運用しなかったことが認められる以上は、会社側の素因としての控除を広く認めることが適切ではないであろう。賠償額算定における会社側の様々な事情を斟酌して、取締役の寄与度に応じた賠償額の減額調整という点では、過失相殺という法律構成に依拠するのが妥当であると考えられる。

(60) なお、不法行為法においては、被害者の過失が認められ、かつ、損益相殺も問題となる場合において、過失相殺と損益相殺をどのような順序で行うべきかが問題となる。労災保険給付に基づく損益相殺に関する事案において、最判平成元年4月11日民集43巻4号209頁は、過失相殺後控除説（①過失相殺→②損益相殺の順）を採用している。取締役の任務懈怠責任の追及の場合、不法行為法が問題とするような労災保険金と損害賠償との重複填補のような関係が生じることは少なく、会社法423条1項にいう「損害」は損益相殺を経て賠償されるべき損害であることを前提にすれば、控除後過失相殺説（①損益相殺→②過失相殺の順）を採るのが妥当ではないかと思われる。不法行為法における議論については、平野裕之『債権各論Ⅱ』（日本評論社・2019年）405頁、潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ 第4版』（新世社・2021年）137頁、窪田充見『不法行為法 [第2版]』（有斐閣・2018年）436～442頁、内田貴『民法Ⅱ債権各論 [第3版]』（東京大学出版会・2012年）452頁等参照。

(61) 加藤新太郎「因果関係の割合的認定」判タ633号（1987年）46頁、野村好弘「寄与度に基づく割合的責任」私法50号（1988年）137頁、小賀野晶一「割合的因果関係論」判タ847号（1994年）59頁等。なお、割合的責任を認める考え方には、①因果関係の割合的認定として構成する見解と、②賠償すべき損害の範囲または金銭的評価の問題として構成する見解がある。

取締役の任務懈怠責任における損害賠償額の範囲

れと同様の考え方を採用しているとみられる裁判例が現れている。

東京地判平成8年6月20日判時1572号27頁（日本航空電子工業代表訴訟事件判決）は、関税法、外為法違反の武器輸出の承認という明確な法令違反の行為に関する株主代表訴訟において、取締役に対し総額12億円余の損害賠償（会社の罰金の支払相当額などの賠償）が命じられた事例である。同判決では、一部の取締役に付き、原因事実の一部にしか責任がなく、しかも、責任の認められる取引に対する関与の度合いも限定されたものであるとしている。このような場合、条件的な因果関係が認められるからといって、生じた損害の全額について責任を負わせるのは酷であって、寄与度に応じた因果関係の割合的認定を行うことが合理的であるとしている。

大阪地判平成12年9月20日金判1101号3頁（大和銀行代表訴訟事件判決）では、被告5名については、米国での罰金の対象となった16個の有罪答弁訴因のうち、7個の訴因に係る事実についてのみ責任を負うことを前提に、寄与度に応じた因果関係の割合的認定を行うのが合理的であるとして賠償すべき損害額を認定した。

また、大阪地判平成16年12月22日判時1892号108頁（ダスキン代表訴訟事件判決）は、被告Y2に対し、損害の全額について賠償させるのは公平を失うから、寄与度に応じた因果関係の割合的認定を行うのが合理的であり、担当取締役2名の重大な法令違反行為が先行しており、その行為が損害の発生に不可欠な原因となっており圧倒的に寄与していること、被告Y2が違法行為の事実を認識した時点においてはすでに損害が発生していた等の事情を斟酌し、損害額の5%に当たる額の限度で責任を負うものとするのが相当であると判示した。

(2) 裁判例の評価

これらの裁判例のうち、日本航空電子工業事件判決は、不正取引が継続的に行われていた場合であり、判示は、取締役の就任時期に応じて、当該取締役の義務違反と事実的因果関係のある責任範囲を限定したものであり、取締役の連

帯責任性との間では矛盾は生じないとみることができる。また、大和銀行事件判決においても、米国政府によって科された罰金を訴因ごとに分割して、各取締役の行為と事実的因果関係があるか否かに基づいて判断しており、任務懈怠行為と会社に生じた損害全体との間に因果関係が認められず、各取締役の賠償責任額が相当因果関係の範囲内に限定されただけと見ることができる⁽⁶²⁾。以上の裁判例は、いずれも損害を可分なものとして観念し、その分割された損害ごとに事実的因果関係の有無を判断して賠償額を決定したようにみえるため、寄与度に応じた因果関係の割合的認定という表現は便法にすぎないものと位置づけることもできる⁽⁶³⁾。

他方、ダスキンの事件判決では、加盟店に対する補償等の本件出捐（105億6100万円）に係る会社の損害を不可分一体のものと認定しているが、取締役が違法行為を認識した時点では、無認可添加物を含む食品の販売はすでに終了しており、任務懈怠行為が行われた時期・範囲を基礎とした寄与度の認定がなされているものと見ることができる。

以上のように、従来の裁判例は、取締役の任務懈怠が行われた時期・範囲に基づく寄与度の認定を行っているのに対して、これを拡張して、取締役の任務懈怠の態様・過失の程度に基づいて割合的損害の認定が認められるかについては、裁判例の立場は不明であるが、各事案において柔軟な対応を可能にするためには積極的に認めるべきものとする⁽⁶⁴⁾。

(62) 吉本健一「判批」商事法務1562号（2000年）43頁、岩原紳作「大和銀行代表訴訟事件一審判決と代表訴訟制度改正問題（下）」商事法務1577号（2000年）11頁。

(63) 不法行為に基づく損害賠償額を減額するための法律構成としては、①相当因果関係概念を用いて、素因を特別の事情であるとして予見可能性を否定する構成、②事実的因果関係そのものについて割合的認定を行う構成、③金銭の評価の段階で寄与度に応じた減額を認める構成、④過失相殺の規定の類推適用によって減額する構成が示されているが、①については相当因果関係概念を用いることへの批判、②については事実的因果関係概念を変質させるとの批判、③については寄与度という実体法上に根拠のない概念であるとの批判が示されている。内田・前掲(60)443-444頁参照。

(64) 笠原・前掲(11)307頁参照。

(3) 学説の状況

取締役の会社に対する責任は、過酷な程度まで高額になることがあり、割合的因果関係の考え方は、賠償責任額を合理的な金額まで減額しようとする裁判所の努力の表れと見ることができると評価されている⁽⁶⁵⁾。また、大規模公開株式会社においては、役員等の賠償責任をその職責に応じて合理化・適正化する必要性から、寄与度に応じた賠償責任額の調整を認めるべきとする見解が主張されている⁽⁶⁶⁾。

これに対して、違反行為と相当因果関係のある損害全体につき連帯責任を負うべき取締役の対会社責任について、安易に割合的責任を認めれば、監視義務を尽くす誘因（割合的責任により責任が軽減されるのは主として監視義務違反の責任を問われる者である）を弱めることになりかねないとの批判がなされている⁽⁶⁷⁾。

(4) 取締役の連帯責任性について

会社法 430 条は、役員等が株式会社に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする規定する。その趣旨として、同一の責任原因事実から複数の役員等が損害賠償責任を負うときには、理論上も、それらの者の責任は連帯責任である場合が多いであろうが、必ず連帯責任となるともいえないことから、これを法定して会社の損害の填補を確実にすることが指摘されている⁽⁶⁸⁾。

本条によれば、代表取締役の業務執行に任務懈怠があり、他の取締役が業務執行の監視を怠り、監査役が業務監査を怠ったことから会社に損害が生じた場

(65) 北村・前掲(45)99頁。

(66) 上村・前掲(13)11頁。

(67) 吉原和志「判批」私法判例リマックス 15号（1997年）106頁、山田純子「取締役の監視義務と会社に対する責任」甲南法学 38巻 3/4号（1998年）135-136頁、岩原紳作「大和銀行代表訴訟事件一審判決と代表訴訟制度改正問題（下）」商事法務 1577号（2000年）11頁。

(68) 岩原紳作編『会社法コンメンタール9』（商事法務・2014年）420頁 [黒沼悦郎]。

合、代表取締役、取締役および監査役は、それぞれ会社の損害の全額について賠償責任を負うことになる。役員相互間の内部関係においては、任務懈怠の程度に応じて各自の負担部分が決められ、会社に損害の賠償をした者は他の賠償義務者の負担部分について、その者に求償することができると解されている⁽⁶⁹⁾。

また、会社法430条にいう連帯債務とは、債務者の一人が債務の全額の賠償をすれば他の債務者も債権者に対する関係で債務を免れるという点を除いて、債務者の一人に生じた事由が他の債務者に影響を与えない「不真正連帯債務」とであると解されていた⁽⁷⁰⁾。ところが、2017年の債権法改正により、連帯債務について、絶対的効力事由（債務者の一人について生じた事由の効果が債務者全員に及ぶ事由）が削減され（改正前民法437条の規律は廃止）、相対的効力の原則が強化されている。現行民法では、連帯債務者の一人について生じた事由については相対的効力を有するにすぎないことを原則とし（民法441条）、弁済・更改・相殺・混同についてのみ絶対的効力が維持されており（民法436条、438条～440条）、免除の絶対効は生じないものと整理されている。また、このことから不真正連帯債務の概念も不要なものとされている⁽⁷¹⁾。債権者が連帯債務者の一人に対して債務の免除をする場合、他の連帯債務者に対してまで免除するという意思は有していないのが通常であり、免除に絶対的効力を認め、債権の効力を弱くすることは取引の実態に適合しないというのが民法改正の趣旨である⁽⁷²⁾。

単独責任を基本とする取締役の責任において、責任の連帯性は共同不法行為のような特別の要件なしに、当然に全額連帯という結論に結びつくのではなく、

(69) 黒沼・前掲(68)420頁。

(70) 黒沼・前掲(68)420頁、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法(6)』（有斐閣・1987年）485頁 [加美和照]、同581頁 [龍田節]。これに対して、本条の連帯債務は免除の絶対効（改正前民法437条）が生ずる「連帯債務」とする説（江頭憲治郎『会社法の基本問題』（有斐閣・2011年）348頁）が有力に主張されていた。

(71) 中田裕康『債権総論第4版』（岩波書店・2020年）527頁。

(72) 中田・前掲(71)531頁。

自己の関与ないし義務違反に相応する部分についてのみ責任を負い、自己が責任を負う部分について他の有責取締役との間で連帯責任を負うという「一部連帯」という解釈は十分に可能であろう⁽⁷³⁾。民法の連帯債務については、連帯債務者の各人により債務の態様が違うことがありうるとされ、債務者によって債務の額が違っていてもよい（不当額連帯）とされている⁽⁷⁴⁾。

違法な業務行為が継続されている途中で取締役就任した者、または途中で違法行為が行われている事実を認識し、その後の実行に関与（もしくは監督是正措置を怠った）者は、その就任または認識後に生じた損害についてのみ責任を負うことについては、あまり異論はないものと思われる。前掲(1)で扱った裁判例も、このような観点から寄与度に基づく割合的責任を認めたものと評価することができるであろう。複数の取締役が関与した任務懈怠において、各取締役が会社に生じた全損害額について連帯して責任を負うものではなく、取締役は、各人の任務懈怠と相当因果関係にある賠償責任額の範囲内で責任を負うにすぎず、その債務の履行について絶対的効力を有するにすぎない連帯債務を負うものと解すべきであろう⁽⁷⁵⁾。

この点、民法における共同不法行為の責任（民719条）に関する議論が参考になる⁽⁷⁶⁾。共同の不法行為によって他人に損害を与えた者は、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負うとする民法719条1項の適用において、加害者間に意思的共同等の「強い関連共同性」が認められる場合には、全額の責任

(73) 内田貴『民法Ⅲ [第4版]』（東京大学出版会・2020年）461頁は、法律に「連帯して」という文言があっても、その規定にふさわしい効果を解釈によって与えるべきであるとする。

(74) 中田・前掲(71)523頁、新谷・前掲(8)62頁。

(75) 新谷・前掲(8)62頁は、会社法425条から427条までの規定に基づいて責任の一部免除を受けた取締役は、その残額についてのみ責任を負うことから、取締役の任務懈怠責任の全部連帯性という概念はすでに破綻しているとされる。

(76) 遠藤直哉「取締役の賠償責任の分割責任化〔中〕」商事法務1413号（1996年）24頁は、会社法430条の連帯債務を共同不法行為の連帯責任（民719条）に類似するものとみて、因果関係・過失・損害の割合的認定、一部連帯、連帯の免除（分割責任）、放免請求権等の考え方を参考にすべきとする。

を免れない⁽⁷⁷⁾。これに対して、結果の発生に対して社会通念上全体として一つの事象と認められる程度の一体性があり、かつ、それに止まる場合は、「弱い関連共同性」が認められるにとどまるものとして、寄与度に応じた減責を認めるべきであると解されている⁽⁷⁸⁾。取締役の任務懈怠責任においても、複数の取締役が共謀・共同して任務を怠っていると評価される場合には、全額責任が認められるのに対して、各取締役の行為態様に大きな差異が認められる場合⁽⁷⁹⁾には、「弱い関連共同性」にとどまるので、それぞれの任務懈怠の程度に応じた賠償責任を負うにすぎないとみることができる。複数の取締役が責任を負う場合における減責の可能性について、取締役の責任の抑止機能を重視する立場から、各人の間に、①損害の予見可能性、②任務懈怠の認められる期間、③関与の度合い（直接行為者か監視義務違反者か等）などに差異がある場合には、各人が賠償すべき額は異なるべきであると主張されており⁽⁸⁰⁾、このような基準から比較的緩やかに「弱い関連共同性」を認めることができよう。

これらを前提にすれば、会社法430条における責任の連帯性は推定規定としての機能を有し、一種の立証責任の転換を図っているものと位置づけることも可能である。すなわち、複数の取締役の任務懈怠による責任が問われている場合には、個々の取締役の関与、およびそれと条件関係にある損害が主張・立証されれば、取締役は会社に生じた損害のすべてにつき賠償責任を負うが、被告取締役が自らの任務懈怠の態様・程度を証明すれば、当該任務懈怠と相当因果関係の範囲内に賠償責任額は限定されるという方向性である。

(77) 複数の取締役間における共謀によって任務懈怠行為が行われている場合、または各自が他人の行為を利用し、他方、自己の行為が他人に利用されるのを任用する意思を持つといった主観的関連共同の場合に当たる。民法の議論につき、内田・前掲(60)536頁、平野・前掲(60)327～332頁参照。

(78) 山野日章夫『民法概論4 債権各論』（有斐閣・2020年）482-485頁、橋本佳幸他『民法V第2版』（有斐閣・2022年）298頁、津地裁四日市支部判昭和47年7月24日判時672号30頁等。

(79) 例えば、違法性の認識を有しながら業務執行を決定・実行した取締役と、業務執行の決定に加担したが、違法性の認識につき悪意はなく過失があるにすぎない取締役の間には、弱い関連共同性しかないと解することが考えられる。

(80) 江頭・前掲(11)502頁注(12)参照。

7. 結びに代えて

大規模公開会社では、取締役の会社に対する任務懈怠責任における賠償責任額が高額化する傾向があるため、同責任の損害填補機能と違法行為抑止機能をバランスよく高次元で実現する見地からは、責任の存否についての判断基準を確立させるのみならず、合理的な賠償責任額を認定するための法律構成とその判断基準を定めることが必要である。

そのうえで、損益相殺については、取締役の善管注意義務違反または監視・監督義務違反等に基づく責任追及では、具体的損害額の認定作業の中で、当該任務懈怠行為によって会社が受けた利益は当然に控除されるべきであるから、その適用を考慮する必要は少ない。また、法令違反行為のなかでも、反倫理的な任務懈怠行為については、不法原因給付的な主張が認められない結果として、これを否定すべきである。また、反倫理的な任務懈怠の範囲が問題となるが、会社に罰金・課徴金等の経済的制裁が加えられている違法行為については、各分野において悪性が高いものと評価されている行為が多く、原則として損益相殺を認めるべきでないものとする。また、損益相殺においては、利益が損失を上回り、会社の損害自体が認められず、取締役の責任それ自体が全面的に否定される結果となることも考えられるため、その適用については慎重に行われるべきである。

第二に、過失相殺の構成については、責任履行後に求償関係を残さず、抜本的な決着をつけるのが相応しいと思われる事案においては、一般株主の利益に配慮しながらも役員相互間等の過失相殺の主張を認めるのが妥当である。また、会社の組織上の欠陥を理由とする過失相殺についても、取締役の内部統制システムの構築・運用義務違反との関係を考慮に入れつつ認めることができる。

最後に、寄与度に基づく割合的責任の認定については、任務懈怠における行為態様、関与の度合いに応じて、「弱い関連共同性」が認められるにすぎない取締役においては、自らの任務懈怠と相当因果関係にある損害についてのみ賠

償責任を負うにすぎないことを前提に、責任の連帯債務性を再定義しながらその運用を図るべきものとする。

これらの視点を踏まえながら、各構成における位置づけおよびその射程について今後の検討課題としたい。